

2005年7月5日

投資ファンド研究会ヒアリング 連合意見

日本労働組合総連合会
総合労働局長 須賀 恭孝

1. はじめに

(1) 日本における投資ファンドの動向

- ①投資ファンドの現状
- ②株式持合い構造の崩壊と会社法改正

(2) 基本的な考え方

- ①投資ファンドの短期的な利益追求傾向
- ②投資ファンドの使用者性
- ③労働者保護としての労働協約の重要性
- ④投資ファンドの使用者性と団交応諾義務について労組法で明記

2. 質問事項

Q1：投資ファンド等による企業買収についての現状認識と評価

- (1) 割安な日本企業
- (2) 従来 of M&A との相違

Q2：投資ファンド等による経営の関与についての現状認識と評価

- (1) 事実上決定権を持たない場合の労使交渉
- (2) 使用者性を認める必要性

Q 3 : 投資ファンド等による労働条件決定への関与についての現状認識と評価

- (1) 投資ファンドの目的
- (2) トップ・ダウンによる経営方針の決定

Q 4 : 投資ファンド等と被買収企業の労働組合（労働者）との関わりについての現状認識と評価

- (1) 労使関係の変容に対する懸念
- (2) 投資ファンドにおける労使関係上の問題

Q 5 : 投資ファンド等による労働条件決定への関与、投資ファンド等と被買収企業の労働組合（労働者）との関わり方についてどうあるべきと考えるか。

- (1) 連合としての方針
- (2) 労働協約の重要性

Q 6 : 投資ファンド等の労働組合法上の使用者性についての考え方

- (1) 「持株会社解禁に伴う労使関係懇談会中間とりまとめ」の見解
- (2) 投資ファンドの使用者性と団体交渉応諾義務

以 上